

生徒心得

(目的)

第1条 この心得は、北海道大野農業高等学校に学ぶ生徒の校内外の日常生活のあり方を示したものである。お互いが有意義な学校生活を送るために、また良き社会人となるために、次の事項を守ることとする。

(授業および出欠)

第2条 登校は、始業時5分前までに教室に入っている。

2 登校後、放課までに校地外に出る必要のある者は、各種届出用紙に必要事項を記入し、担任または在室教師の許可を得てから外出する。

3 生徒の下校時刻は、夏期期間は午後7時、冬期期間は6時30分までとする。

4 部活動またはその他の必要で下校時刻を超える場合は、事前に部顧問または担任に届け出て許可を得る。

5 欠席・欠課・早退する場合は、生徒手帳または各種届出用紙により、保護者またはそれに代わる人の署名捺印の上、事前に担任に届け出る。やむを得ない場合も、事後速やかに担任に届け出る。

6 遅刻した時は、職員室において担任または在室教師より入室許可証を受け、教科担任に提出して入室する。

7 日曜その他休日に校舎内に立入る場合は、事前に顧問または担任に所定の用紙を用いて届け出て許可を得る。

8 登校後発病または負傷した者は、授業中は教科担任に、その他の場合は担任に申し出てその指示をうける。

9 家庭に不幸のあった場合は、次に記す範囲で忌引の扱いが適用されるので、担任に届け出る。

10 欠席・欠課等でその理由が次に記した項目に該当する場合は、公欠の扱いが適用される。

但し、事前に部顧問または担任に願い出て職員会議の了解を得ることを必要とする。

11 連続して1週間以上欠席する時は、病気の場合には医師の診断書、その他の場合には保護者の理由書を付して担任に届け出る。

12 試験は、次の点に注意する。

(1) 机上には、鉛筆・消しゴム・定規のみ出すことができる。
(筆入れ等は机上に出すことはできない。)

(2) 机の中には、何も入れない。

(3) かばんは、教室の前か後ろに置く。

(4) 試験中に文房具の貸借は認められない。

(5) 廊下側より、出席番号順に着席する。

(6) 受験する服装は、正装とする。

(7) 途中退席は認めない。

(8) 携帯電話は朝のHRで預ける。考查時間中に鳴ったりした場合は、不正行為に準ずる。

(9) その他試験監督の指示に従わない場合、不正行為を行った場合は、該当科目の点数を0点とし、以後の科目的受験および追考查を認めない。

(服装と所持品)

第3条 男女とも、それぞれ所定の制服を着用し、ネクタイ・リボンは必ず着用する。また、女子は指定のベストを着用し、スカート丈は膝が隠れる程度とする。また、夏服はポロシャツを正装とする。ただし、夏服期間、寒い場合はポロシャツの上にブレザーを着用してもよい。定期考查・集会・儀式は、正装でない場合は、出席させない。

2 夏服の期間は、5月下旬から10月上旬までとし、ポロシャツのボタンをはずすことを禁ずる。

3 上履は所定のものとする。

4 実験・実習・体育等の服装については、それぞれ指定されたものを着用する。

5 上記の各項目で規程されない服装（靴下・白ワイシャツ・ベルト・コート類）については、華美なものや特殊な型式のものをさける。

6 登下校の際のジャージの着用を禁ずる。

7 儀式（入学式・卒業式・記念式典）のとき、女子は、黒のストッキング・タイツを着用する。

- 8 校舎内のカーディガン・セーター・パーカー・マフラーのブレザーの下の着用を禁ずる。
- 9 頭髪身だしなみについては、次の項目を認めない。
 - (1) 額の剃上げ・剃り込み
 - (2) 剃眉・眉毛に手を加える行為
 - (3) 髪の染髪・脱色・ウエーブ・パーマ・カール等による変形や加工
(アイロン、ドライヤーのかけ過ぎによる変色、褐色を含む。)
 - (4) 眉・耳・肩にかかる長髪
 - (5) 髪をたくわえる行為
 - (6) 化粧・マニキュア・カラーコンタクト
 - (7) ピアスなど身体に穴を穿つ行為
 - (8) その他入れ墨等の社会的に不適当であつたり認められていない行為
 - (9) 首輪・腕輪・足輪・指輪・耳輪等の装飾品
 - (10) 変形を施した違反の制服（卒業時まで生徒指導部預かりとする。）
- 10 定められた以外の服装を着用しなければならない時は、異装届を担任に提出し許可を得る。その場合も、本校指定のジャージを着用する。
- 11 身分証明書は、年度始めに交付を受け、常に携帯する。紛失・汚損した場合は、再交付を受ける。
- 12 金銭は、必要最少額を携行し、納金等は登校後すみやかに行う。生徒間の金銭の貸借をしない。
- 13 所持品には、学校名・科・学年・氏名を明記し、定められた場所に整理・保管する。
- 14 所持品を紛失または拾得した場合は、直ちに担任に連絡し、係教師に届ける。

(校外生活)

- 第4条 本校生徒としての自覚と品位を保ち、法律に反する行動はしない。また、責任ある行動をとるよう心掛けるとともに、軽率・野卑・粗暴な行動を厳に慎む。
- 2 交友については、各自が自覚と責任をもち、正しい友情が育つように努める。特に、男女間の交際については、節度を守り望ましい交際を心掛ける。
 - 3 外出・外泊する場合は、保護者等の了解を得る。夜間外出は、午後10時までとする。
 - 4 校外で起った事故は、直ちに学校に連絡する。
 - 5 泊まりがけの旅行等に参加する場合は、保護者等の了解を得た上で学校に願い出て許可を受ける。
 - 6 アルバイトをする場合には、事前に保護者等の了解を得るとともに学校へ届け出る。
 - 7 校外の文化・スポーツその他の団体の活動に加入する場合は、保護者等の了解を得るとともに学校へ届け出て承認をうける。
 - 8 下宿または間借りをする場合は、担任へ届け出る。
 - 9 住所を変更した場合は、直ちに担任へ届け出る。
 - 10 パチンコ・遊技場その他高校生として望ましくない場所に出入りしない。
 - 11 部活動その他において校外と交渉をもつ場合には、事前に部顧問または係教師の許可をうける。
 - 12 自転車通学するものは届け出る。また、所定の位置へ駐輪する。また、万一の交通事故に備えてヘルメット着用の努力義務を実践し、冬期間のスリップ路面での運転はしない。
 - 13 自動車免許の取得に伴う、自動車学校への通学は夏季休業中より許可するが、学科試験受験は3年次の家庭学習期間に入つてからとする。
 - 14 自動二輪免許の取得はいかなる場合であつても認めない。

(校舎・校具)

- 第5条 校舎内の施設・設備は、大切にし、整理整頓に努め、使用後の後始末に留意する。
- 2 校舎・校具を破損した時は、直ちに担任・教科担任または部顧問に申し出て、その指示をうける。
 - 3 校内の備品を校外へ持ち出す時は、事前に担任または部顧問の許可を受ける。
 - 4 集会の目的で教室その他の校舎施設を利用したい場合は、事前に担任または部顧問に届け出て係教師の許可をうける。

- 5 校内掲示をおこなう場合は、所定の手続きをとり、係教師の許可を得てから所定の場所に貼布し、掲示期間が過ぎたときに直ちに撤去する。
- 6 校内で出版物の発行および配布をする場合は、事前に係教師に届け出て、校長の許可を得る。
- 7 校内放送施設は、事前に係教師の許可を得てから使用する。

(実習時の心得・服装)

第6条 学校の規程した実習服・実習帽ならびにゴム長靴を着用し、異装は厳禁する。

(実習時の心得・集合)

第7条 集合や解散は、各科所定の場所において迅速かつ規律正しく行う。集合は実習開始5分前とし、整列は班別とする。

(実習時の心得・移動)

第8条 実習場所への移動は整然と行い、農具の所持は危険のないよう注意する。

(実習時の心得・態度)

第9条 実習中は、持場をみだりに離れることなく、座学と同様、研究意欲を高める。

(実習時の心得・農機具の取扱い)

第10条 農具・機械の取扱いは、指導教師の監督下において次の要領で行う。

- (1) 使用・取扱いは、常に安全・確実・ていねいに行う。
- (2) 使用後は、洗浄および手入れを完全に行い点検・整備し、収納・保管する。破損・亡失した場合は、直ちに届け出る。

(遵守事項)

第11条 実習中は、必ず次の事項を遵守する。

- (1) 各圃場・畜舎・苗畠・実習室等を無断で出入りしない。
- (2) 見学の場合は、無断で行動することなく、事前に指導教師の許可を受ける。

(附 則)

平成28年4月 1日 一部改正

令和6年4月 1日 一部改正